

倉吉市立保育所 ICT システム導入業務に係る質問及び回答一覧

No.	質問事項	回答
1	3.1.1 (1) 「LGWAN-ASP にてサービス提供している（本稼働している）実績が5団体以上あるシステムであること。」と、記載がございますが、今回調達されるサービスは LGWAN-ASP での調達という認識でお間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	3.1.1 (1) No.1 の回答が LGWAN-ASP の調達を希望される場合、セキュリティの観点より個人情報 は LGWAN-ASP 内のみに保管され、インターネット側には個人情報は保管しない必要があるという認識で間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。 インターネット側にデータベースがあるシステムは、本要件を満たしません。 ただし、地方公共団体情報システム機構（JLIS）の示す、総合行政ネットワーク ASP アプリケーション及びコンテンツサービスリストに登録され、提供されるシステムであればインターネット側のデータベースサーバを利用しても問題ありません。
3	機能要件書内の必須項目について対応不可がありますが、この状況でもプロポーザルに参加する事は可能でしょうか？	職員の事務負担軽減及び情報管理を確実に円滑なものにすることを目的に ICT システムを導入するものであり、その目的を達成するために必要な機能であると考えられるものを必須機能としておりますが、その機能が無くとも同等の業務が出来る代替案がある場合はご提案可能です。
4	実施要項-3. 提案上限額 ・「提案上限額 8,459,000 円（消費税及び地方消費税を含む）なお、評価については、利用開始日以降の～」とありますが、この提案上限額は履行期間（～令和 7 年 8 月 29 日）までの初期構築費のことであり「本システムの提供」（令和 7 年 9 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）の利用料は含めない認識でよろしいでしょうか。そうであれば、利用料については別途契約締結を行うという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

5	仕様書－2.2 履行場所 ・履行場所の保育園は8園あるとお見受けしますが、児童の登降所登録をする受付用端末（別途調達）は各園の導入台数をご教示お願いいたします。	登降所用の受付等端末は各園1台ずつ（合計8台）となります。
6	別紙1－機能要件等一覧（保育所業務支援システム）－要件定義－基本事項－サービス提供環境－ネットワーク環境 ・詳細要件・補足説明に「利用者側環境：インターネットで動作すること。管理者側環境：LG-WANで動作すること」とありますが、LG-WAN端末から仮想ブラウザ方式でインターネットの保育所ICTシステムへ接続するという方法で差し支えないでしょうか。（なお、セキュリティ上はグローバルIP（貴市IPアドレス）制限ありで想定しています。	機能要件の「LG-WANで動作すること」とは、インターネット仮想ブラウザを経由しないで利用できるシステムであることが必要です。
7	別紙1－機能要件等一覧（保育所業務支援システム）－要件定義－基本事項－サービス提供環境－ネットワーク環境 ・詳細要件・補足説明に「利用者側環境：インターネットで動作すること。管理者側環境：LG-WANで動作すること」とありますが、利用者側とは具体的には「各施設の職員様」又は「保護者」どちらを示すのかご教示お願いいたします。	「保護者」になります。
8	仕様書－1.3 本業務の範囲－（11） ・「ネットワークや端末設定等の利用環境の整備」とありますが、具体的には【仕様書3.1.3 システム導入に関する要件－（1）運用を開始する～】のことであり、本件落札事業者の所掌としては設定作業に支援に留まり、新たに「WiFi等ネットワーク機器の設置することではない」という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	登降所打刻用タブレットを本調達に含める場合に、導入機器（Windows 端末を想定しています）が貴市LGWANに加わるにあたり、見積に含めるべきソフトウェア等があればご教示ください。具体的にはウイルス対策ソフトを想定しています。	ウイルス対策ソフトを想定していますが、その他必要と思われるものがございましたら、併せてご提案ください。

10	仕様書「1.3 本業務の範囲」にデータ移行の記載がありますが、移行が必要なデータの項目をご提示ください。また、移行が必要なデータの形式（データレイアウトなど）が確定している場合、詳細についてご教示ください。	移行が必要なデータの項目としては、児童名、児童名ふりがな、性別、生年月日、保護者氏名（複数名）、郵便番号、住所、入所日、卒園日、保育認定区分、保育必要時間、入所施設名については、一括でのデータ移行を考えております（追加・変更の可能性あり）。 また、形式としては CSV 形式による出力を考えております。
11	プレゼンテーションの参加人数に制限はあるでしょうか。制限がある場合、参加可能な人数をご教示ください。また、プレゼンテーション実施の詳細通知に関して、通知タイミングをご教示ください。	プレゼンテーションの参加人数に制限はございません。 また、プレゼンテーション実施の詳細につきましては、参加申込書提出期限（5月16日）の後、日程調整も含めて、個別にご連絡いたします。
12	機能要件等一覧＞基本事項＞サービス終了時・契約満了時等の対応＞保有データの消去等 「データ消去後に、当該データを保存していた記憶装置の物理的破壊を行うとともに、そのエビデンスを提出すること。」と記載がございましたが、今回の調達はオンプレミス型ではなく、クラウドサービスを前提とした調達だと認識しております。そのため、物理破壊はクラウドサービスの場合はどの事業者も対応不可となることから、論理的削除でも問題ない認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

13	機能要件等一覧＞アプリ保護者向け機能要件＞連絡機能＞出欠連絡・申請機能 「保護者の連絡登録が可能な時刻を設定可能であり、設定時刻以降の登録を制限できること。」と記載がございますが、本システムでは設定時刻を決めることにより設定時刻以降に保護者が連絡をしたくてもできず、職員が正しい出欠席が把握できない可能性があることから、あえて制限を設けない仕組みをご用意しております。本要件は、正しく確実に出欠席連絡を確認したい意図かと思いますので、要件は満たすと考えてよろしいでしょうか。	保護者の連絡時刻を制限することで、職員はその時刻に1度システムを確認することで足り、何度もシステムを閲覧する必要がなくなるという意図です。これにより、連絡が無い保護者へ職員が電話で確認をする際に、連絡の行き違いを防ぐことが出来ると考えます。 ただし、保護者からの連絡を、システム画面の閲覧に頼らず、通知音等で職員が認識できるなどの代替案がある場合は、回答を△としてご提案いただけるかと存じます。
14	機能要件等一覧→管理システム機能→アンケート→アンケート配信 「アンケートについて職員が保護者の代理で回答登録を行うことが可能であること。」と記載があるが、保護者向けに配信したアンケートを職員がテスト確認できるか。という意図とお見受けしてよろしいか。	意図としては、何らかの事情により保護者がアプリを使ったアンケート機能が使えなかった場合に、管理側の操作によりその保護者の代理で回答をすることで、集計や未回答者の把握をすべてシステム上で行えるようにするためです。
15	仕様書→2 本調達の要件→2 本調達の要件→2.3 成果物 設計書・テスト報告書・運用保守計画書はオンプレミス型での提案において提示が必要なものと認識してよろしいか。クラウドサービスでは一般的に提示を求められないものだと認識しているため。	ご質問の成果物については、原則、提案内容に関わらず、提出が必要です。 「設計書」は、導入するシステムの内容や当市用にカスタマイズがあればその結果をお示しいただくものです。 「テスト報告書」は、仕様書の「5 テスト」に記載しておるテストを行った結果を報告いただくものです。 「運用保守計画書」は、仕様書「3.2 運用保守」に記載の内容について、具体的にどのような運用を行うか

		を計画書として報告いただくものです。
16	仕様書→3 業務要件→3.2 運用・保守→3.2.2 運用・保守実施内容→(3) システム保守 「・ 導入したサービス(システム)に関連するソフトウェアにおいて、修正等のモジュールが提供された場合には、モジュールの適用の必要性を判断し、運用担当者へ説明すること。モジュールの適用は、運用担当者の承認を得た上で実施すること。 ・ 導入したサービス(システム)で使用するソフトウェアに対するセキュリティホールが各メーカーより報告された場合は、全体への影響度を考慮に入れ、対策プログラムの適応の必要性を判断し、運用担当者へ報告すること。協議の結果、適応が必要であると運用担当者が判断した場合は、対策を実施すること。」と記載があるが、本要件はオンプレミス型での提案において必要なものと認識してよろしいか。クラウドサービスでは一般的に提示を求められないものだと認識しているため。	システム利用環境において、こういった事象が生じない場合は、その旨をご提案ください。
17	仕様書→1 基本事項→1.3 本業務の範囲 「(1) 保育所業務支援システム(以下「本システム」という。)の初期構築作業 ・ ネットワークや端末設定等の利用環境の整備」と記載があるが、本要件に端末やネットワークの整備は含まれないという認識でよろしいか。	ご認識のとおりです。
18	仕様書>2 本調達の要件>2.2 履行場所 各施設ごとの実人数をご教示いただけますでしょうか。	令和7年3月1日時点の入所人数は以下のとおりです。 西郷保育園 65人 社保育園 46人 北谷保育園 16人 上小鴨保育園 25人 灘手保育園 21人 小鴨保育園 73人 高城保育園 34人 関金保育園 55人

19	仕様書>3 業務要件>3.2 運用・保守>3.2.2 運用・保守実施内容 「・ 問合せ窓口に寄せられた内容などから、機能改善要求および追加機能要求を把握すること。」と記載がございますが、昨年度の機能改善内容と機能改善件数を提案書に明示する必要がある認識でよろしいでしょうか。また、本記載は拡張性や業務体制への評価対象となる認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、評価基準の「2. システム⑦拡張性」での評価対象となります。
20	機能要件等一覧>管理システム機能>利用者情報管理 「生年月日順などで」と記載がございますが、他には、名前順・カナ順・登録順・出席番号順・所属開始順・登園予定順・降園予定順での順番並び替えができないと○にならない認識でよろしいでしょうか。	特に項目を限定しておりませんので、並び替えができるのであれば、○にさせていただいて差し支えございません。
21	機能要件等一覧>指導計画等の帳票>全般>様式管理 「各帳票の様式は任意に変更が可能なこと。」と記載がございますが、様式は変更権限を持つ職員や園の先生がシステム提供事業者等に依頼せずとも自身で任意の様式に変更できることで○になる認識でよろしいか。 監査での指摘や先生同士の話し合いで変更が必要な際に事業者への依頼では迅速な対応ができないこと、また都度コストが発生し不利益を被るため質問しています。	ご認識のとおりです。
22	機能要件等一覧>アプリ保護者向け機能要件>通知>お知らせ情報（プッシュ通知）の受信 「保育所からのお知らせがアプリにプッシュ通知され、確認することができること。」と記載がございますが、施設からの連絡が来た場合は、プッシュ通知に加えて、アプリのアイコン上に数字等のバッジが付くことで○となる認識でよいのか。本要件は連絡の見落とし防止を意図とした要件とお見受けしているため、質問しております。	ご認識のとおりです。
23	機能要件等一覧>登降所管理>登降所時間の確認・修正 「打刻結果を児童ごとの一覧で確認できること。」と記載がございますが、打刻結果は保護者の場合、アプリ上から確認ができ、1か月以上前のデータも確認ができることで○となる認識でよろしいでしょうか。アプリ上で過去の打刻時間を確認できることで延長保育料の言った言わないといったトラブル防止につながるため確認しております。	児童ごとの登降所状況を容易に把握するため、職員、保護者ともに、ある一定の期間の打刻結果を、一覧で確認できることが望ましいと考えております。一覧により確認できる場合は○となります。

24	評価基準書→1.審査→(2)評価項目・配点 評価項目 2.システムの「操作性・登降所管理・保護者連絡・帳票作成ツール」は提案時にデモンストレーションを行う必要がある認識で良いか。また、デモンストレーション時の操作性が各項目の評価点に反映される認識で良いか。	ご認識のとおりです。
25	仕様書→3 業務要件→3.1 本システムの提供→3.1.1 基本要件 「(3)その他、別紙1「機能要件等一覧」の「基本要件」にて提示する。」と記載があるが、調達可能なシステムは「デジタル地方創生サービスカタログ」の「★デジタル地方創生モデル仕様書適合（保育所業務支援システム）」に合致するシステムである必要がある認識で良いか。機能要件等一覧はデジタル庁が提示するモデル仕様書を参考にされているとお見受けしており、対象外システムが採択された場合に補助金が交付されないリスクがあるため質問しております。	ご認識のとおりです。